

営繕事業におけるBIMを活用したモデル事業実施試行要領（概要）

【主要項目】

- 対象事業
- 実施方法等
- 経費計上
- 国ガイドラインへの準拠

【内容】

○対象事業

公共建築課が発注する事業（建築設計委託業務及び営繕工事）の中から指定する。

○実施方法等

発注者指定による場合は下記の業務内容の全部又は一部を指定する。なお、受注者提案による場合は受発注者間の協議による。

- ・建築設計業務：基本設計、実施設計
- ・営繕工事：仮設の検討、干渉チェック、デジタルモックアップ

○積算方法

発注者指定による場合に、BIMを活用することによる負担増加分（直接人件費）を計上する。なお、受注者提案による場合は受注者負担とする。

○国ガイドラインへの準拠

業務内容は、国土交通省が定める「官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン」に準拠する。

○施行日

施行日：令和4年3月1日